

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月18日 (採決)

令和4年 第1回 定例会 会議録

日時 令和4年3月18日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
		11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

10番 阿 部 寛 治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	新 藤 功 次
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	有 隅 哲 哉
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	松 熊 大	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	藤 幸 三
監 査 委 員 事 務 局 長	水 江 靖 浩	都 市 整 備 課 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○副議長（村瀬 敬太郎） おはようございます。

マスクを取らさしていただきます。

本日は、阿部寛治議長が体調不良で欠席のため、地方自治法第106条第1項により、私、副議長が、議長の職務を行います。

また、定足数に達しておりますので、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月9日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等訂正及び取消しを行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第4号「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第4号「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が、令和4年4月1日から施行され、個人情報保護に関する法令が一本化されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、個人情報の保護に関する法律等が統合され、本条例中、法律の条文を引用している箇所に変更が生じるため、その箇所を改めるものであります。

この条例については、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第5号「職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が、令和4年4月1日から施行されることに伴い、非常勤職員の育児休業介護休暇等の取得要件の緩和等の措置を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、育児休業、介護休暇等を取得できる非常勤職員の在職期間の緩和や、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を整備するものであります。

この条例については、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第6号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部を改正する法律、その他関係省令が、令和4年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税について、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、未就学児の国民健康保険税を減額し、世帯の国民健康保険税の、課税限度額を引き上げるものです。

この条例については、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号「篠栗町水道事業給水条例及び篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第7号「篠栗町水道事業給水条例及び篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、住居表示実施に伴う水道給水設備工事店及び下水道排水設備工事店の住所変更の手数料について、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、住居表示に関する法律第7条の規定に基づき、住所変更手数料を徴収しないものとするものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

- 副議長（村瀬 敬太郎） 日程第5、議案第8号「篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

- 総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第8号「篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について」

本議案は、篠栗北地区産業団地整備事業が完了し、収支を明確にするという特別会計の設置目的が果たされたため、本条例を廃止するものであります。

当委員会において慎重審査のうえ、採決の結果、出席者賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

なお、委員会において、提案理由の特別会計の設置目的が果たされていないかとの意見質問がございました。

以上報告を終わります。

- 副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒牧議員。

- 議員（荒牧 泰範） ただいま、委員長の報告に文言の特別会計の前に、収支を明確にするために、という言葉がありましたが、それが入るとちょっと、収支自体は、まだ、見届けるべきものがあるんじゃないかならうかと思っておりますので、その辺り委員長、いかがですかね。

- 副議長（村瀬 敬太郎） はい、古屋委員長。

- 総務建設常任委員長（古屋 宏治） 失礼いたしました。

そうですね、言われるとおり、収支が入れば違う意味になると思いますので、先ほどの収支を明確にという文面を、取下げさせていただきたいと思っております。

- 副議長（村瀬 敬太郎） よろしいですか。

- 議員（荒牧 泰範） はい。

- 副議長（村瀬 敬太郎） ほかに質疑はありませんか。

はい、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

横山議員。

反対討論ですね。

はい。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番横山でございます。

議案8号について意見を申し上げます。

本案は、篠栗北地区産業団地整備事業が完了し、特別会計の設置目的が果たされたため、本条例を廃止するため上程されたものでございます。

私は、整備事業が終了したことで、

設置目的が果たされたため、との文言を容認することが出来ません。

また、私は、この提案理由では、賛成することが出来ないことを申し上げ、反対討論といたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

ただいまの反対討論ですが、反対理由としては、多少不適當な部分があると思われますので、削除を求めたいと思いますので、後刻、議長室まで、おいでください。

条件付の反対があると思いますので、その部分でございます。

お話は、後刻、議長室で。

○議員（横山 和輝） わかりました。

○副議長（村瀬 敬太郎） 続いて賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

はい。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 賛成多数と認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」を議題といたします。

本案に対する文教厚生常任委員長からの報告は、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査とする申出書が提出されております。お諮りします。

本案を委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(村瀬 敬太郎) はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第7、議案第10号「町道の認定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第10号「町道の認定について」

本議案は、宅地開発により造成された篠栗町へ寄贈された道路を、新規路線として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な内容は、今回、開発帰属された道路について、路線名、尾仲地区82号線として、新たに認定するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○副議長(村瀬 敬太郎) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第11号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」

本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第5号を適用し、負担金を免除することについて、議会の同意を求められたものであります。

内容は、和田地区井堰改良工事に伴い、和田水利組合が負担する受益者負担金41万8,082円について免除を行うものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決し、同意することに決定いたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第12号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について」
本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,071万1,000円を追加し、
予定の総額を歳入歳出それぞれ123億731万円とするものであります。

主な歳出では、総務費において451万円の増。

民生費において、1億5,520万3,000円の減。

衛生費において、9,964万9,000円の減。

農林水産業費において、348万6,000円の増。

災害復旧費において1,800万円の減。

諸支出金において、4億2,074万4,000円の増とするものです。

主な歳入では、地方交付税2億732万3,000円の増。

国庫支出金、1億4,715万4,000円の減。

県支出金3,846万2,000円の減。

財産収入1,600万2,000円の増とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略
いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決い
たしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第13号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ5,407万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,706万4,000円とするものであります。

補正予算の内容は、歳出において、保険給付費を5,407万5,000円増額補正し、歳入において、国庫補助金を156万8,000円、県補助金を5,000万円の増額補正のほか、予算整理をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第14号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ514万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,055万2,000円とするものであります。

補正予算の内容は、歳出において、実績見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金514万7,000円の減額補正。

歳入において、後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料を594万5,000円の増額補正し、普通徴収保険料を1,072万7,000円の減額補正のほか、予算整理をするものであります。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第15号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の予算に、歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,538万4,000円とするものであります。

補正予算の内容は、篠栗北地区団産業団地の土地売買契約に関する利息相当分の負担金が1日分不足していたため、歳入歳出予算を2,000円計上するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号「令和4年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第16号「令和4年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、令和4年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ106億3,088万5,000円とするものであります。

前年度当初予算に対し3億1,892万9,000円の増額となっております。

主な増額要因は、ふるさと寄附金に対する返礼品、同報系無線設備更新業務、児童館LED化工事、障害者福祉及び児童福祉サービスに関わる経費、オアシス篠栗ガラスカーテンウォール漏水対応工事、カブトの森公園高圧ケーブル取替工事などです。

また、主な減額要因は、天空会館空調設備工事、篠栗小学校屋上防水改修工事、カブトの森公園テニスコートLED化工事の終了などです。

地方債について、地方債の限度額は、臨時財政対策地域活性化事業のほか、合計、5つの事業債で総額2億3,132万7,000円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第17号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,486万2,000円とするもので、前年度、当初予算額に対し、約0.9%の増となっております。

歳出の主なものは、保険給付費19億5,201万4,000円、国民健康保険事業費納付金7億4,227万9,000円で、歳入の主なものは、国民健康保険税4億8,946万4,000円。

保険給付費等交付金などの県補助金19億9,918万9,000円であります。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第18号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第18号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4,810万9,000円とするもので、前年度当初予算額に対し約3.

5%の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億2,482万5,000円で、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億2,445万9,000円。

一般会計繰入金1億2,364万2,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号「令和4年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第19号「令和4年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、令和4年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額、5億9,402万1,000円に対し、支出の予定額は、5億5,824万3,000円となり、3,577万8,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額、2億1,890万円に対し、支出

の予定額を3億9,356万9,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億7,466万9,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第20号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額、8億6,728万7,000円に対し、支出の予定額は8億4,798万1,000円となり、1,930万6,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額、4億1,866万3,000円に対し、支出の予定額を5億7,517万7,000円とし、資本的支出額に対し不足す

る1億5,651万4,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号「損害賠償額の確定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第21号「損害賠償額の確定について」

本議案は、令和3年12月18日、篠栗町大字内住の町道内住地区2号線において、相手方が運転する普通乗用車が飯塚方面の城戸インターへ進入しようとしたところ、横断側溝部のグレーチングを跳ね上げ、同車両に損害を与えた物損事故について、損害賠償額を確定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な内容は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金69万2,120円を支払うもので、篠栗町が加入する全国町村会損害賠償補償保険により、直接、修理業者へ支払うことで、相手方との示談を行うものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、発議第2号「篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ではございませんので、提案理由の説明を行います。
佐伯事務局長。

○議会事務局長（佐伯 和久） 発議第2号「篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則（昭和39年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月18日。

提出者、村瀬敬太郎議員、賛成者、議員9名。

提案理由、令和4年度からの、財産活用課の新設に伴い、総務建設常任委員会の所管を改めるためでございます。

篠栗町議会委員会条例の一部、第2条第1号中の「財政課」を「財政課、財産活用課」に改めるものでございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

発議第2号について、本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(村瀬 敬太郎) はい。

賛成多数と認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

タブレットに掲載のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、文教厚生常任委員長から、意見書案第1号「安全安心の医療・介護・福祉を実現し、国民の命と健康を守るための国に対する意見書」の議案が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) はい。

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、意見書案第1号「安全安心の医療・介護・福祉を実現し、国民の命と健康を守るための国に対する意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を文教厚生常任委員長に求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長(栗須 信治) 意見書案第1号「安全安心の医療・介護・福祉を実現し、国民の命と健康を守るための意見書」

本定例会において、「安全安心の医療・介護・福祉を実現し、国民の命と健康を守るための国に対する意見書の提出に関する請願書」が提出され、全員賛成にて委員会において採択しております。

上記の意見書を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条3項の規定により提出します。

本意見書の主な趣旨は、タブレットに記載のとおりでございます。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出されるよう要請します。

以上でございます。

令和4年3月18日。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいま、提案理由の説明を受けました。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

意見書案第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書案が可決されましたので、請願第1号もみなし採択といたします。

日程第20、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から、会議規則第75条の規定により、御手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

両委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則

第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで、太郎良順一教育長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

太郎良教育長、どうぞ。

○教育長(太郎良 順一) まずは、議会の貴重な時間をいただき、教育長退任の挨拶をさせていただくことに対して深く御礼申し上げます。

改めてこの3年間を振り返りますと、幾つもの節目があったように感じています。

まず、平成から令和へとなり、元天皇が即位されたこと、コロナウイルス感染症拡大によって、生活様式が一変したこと、学校では、1人1台のタブレット端末が整備されたこと、そして、町民の命を守るささぐりづくり条例が制定されたことなどです。

そのたびごとに、議員の皆様の御理解と御協力を得て、教育施策を遂行することが出来ました。

改めて感謝申し上げます。

これから私自身は、一町民として、ふるさと篠栗の発展に、尽くすことができるよう努めてまいりたいと存じます。

終わりにになりましたが、篠栗町議会のますますの御発展と議員の皆様の御健勝を祈念して、退任の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○副議長(村瀬 敬太郎) 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがございましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 閉会の御挨拶の前に、3月16日午後11時36分に、宮城県と福島県で震度6強の地震が発生いたしました。

それによって、お亡くなりになられた方に哀悼の意を表しますとともに、多くの負傷された方々にお見舞いを申し上げます。

東北新幹線や高速道路など、交通の大動脈が寸断され、家屋の倒壊、大規模停電

や断水と、被害の大きさを知るに至り、東日本大震災以降度重なる地震が発生している東北の皆様のお気持ちを思うと心が痛みます。心からお見舞い申し上げます。

改めて、わが町におきましても、いつ起きるかわからない災害に対して、日頃からしっかりと防災対策をしておく必要があると感じております。職員に再度徹底してまいります。

それでは、令和4年第1回定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「篠栗町教育委員会教育長の任命について」をはじめ、人事案件2件、「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめ、条例案5件、その他の議案といたしまして「町道の認定について」、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」の2件、令和3年度補正予算4件、令和4年度当初予算5件に加え、追加議案として提案いたしました、議案第21号「損害賠償額の確定について」の上程いたしました20議案のうち、19議案につきまして、可決いただきましたことに感謝いたします。

議案第9号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」につきましては、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めたものであります。

当該「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定に係る案」については、住居表示に関する法律第5条の2第1項に規定する公示を令和4年1月4日に実施したところ、当該期間内に実施予定区域内の住民から、同条第2項の規定による変更の請求があり、同条第5項の規定により、当該変更の請求書を添えて議会に提出いたしました。

文教厚生常任委員会において慎重審議いただき、法律にのっとり、本定例会後に、公聴会を開催した上で、さらに審議を重ねるといふ議会の御判断をいただきまして継続審査となりました。引き続き、慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

開会日の令和4年度施政方針説明の際に申し上げましたが、令和4年度当初予算は、令和3年度と比べて、予算総額で約3億1,800万円増の106億3,000万円余となりました。

令和4年度は、いまだ新型コロナウイルスの終息が見通せない中で、町民の皆様の生活や経済活動、地域活動を停滞させることなく、将来に向けて進めていくため、また、新型コロナウイルスとの共存を念頭に置いた「ポストコロナ」の観点からも、

全事業において検証し、財源を有効に活用すべく予算を計上しております。

第6次総合計画「ささぐりみんなの羅針盤」最終年度にあたり、当初計画の検証をしっかりと行いながら、事業を選定し、優先事業に取り組むべく、増額計上いたしました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、日本全体が早期に完了すべき最優先課題でございます。今後も、追加予算計上のための補正予算審議をお願いすることも予想されます。ワクチン接種希望者全員に対する早期の接種完了を目指して、引き続き取り組んでまいります。

ただいま成立いただきました令和4年度当初予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課ともできるだけ仕事を前倒しして、取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

環境省の補助事業を活用して取り組んでおります篠栗町脱炭素ロードマップ作成事業については、8月には作成結果を議会にも報告することができると考えております。その後は、このロードマップに基づき、2050年のカーボンニュートラルに向け、環境省の積極支援を受けられる全国100か所の脱炭素先行地域を目指して、再生可能エネルギーを積極的に利用した地域循環型社会の構築を進めてまいり所存でございます。

今後の事業の決定に当たっては、補正予算の審議も含め、議会の皆様としっかりと御協議してまいりたいと考えております。議会閉会期間中におきましても、環境省や関連機関からの最新情報をお聞きする勉強会等を開催したいと考えております。その際は、議会の皆様にも御案内いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

3月限りで退任される太郎良教育長におかれましては、これまでの3年間、篠栗町の幼児から児童・生徒の教育全過程において、よく指導力を発揮いただきまして、教育の質の向上に努めていただきましたことに深く感謝申し上げます。今後は、篠栗町の教育行政を見守っていただき、引き続き御指導賜ればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、定年退職を迎えられる、会計管理者として、新たな役場窓口の在り方等の道筋をつけていただいた、野寄勇会計課長。GIGAスクールのスタートに苦心され、また、新型コロナの感染拡大下における、幼稚園、小中学校の運営をしっかりとまとめていただきました浦上利浩学校教育課長。クリーンパークの次期ごみ処理施設建設の取り組みに尽力していただいております岡部禎都市計画課課長には、長い間の行政職員としてのお勤め大変御苦労さまでした。

まちづくりにおける行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場をおかりいたしまして私からも心から感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

施政方針の副題に「混迷の時代から抜け出すために」と書きましたように、将来を見据えた篠栗町の新たな姿を目指して、しっかりと行政運営を継続し、地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく、今年度も努力してまいりますので、議会におかれましては、引き続き御指導・御助言を賜りますようお願い申し上げます。令和4年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

○副議長（村瀬 敬太郎） 私からも、今年度をもって退任される太郎良教育長、定年退職を迎えられます野寄会計課長、浦上学校教育課長、それから都市整備課の岡部課長に御礼を申し上げます。

長い間、篠栗町の発展充実のために、鋭意御尽力されましたことに深く感謝を申し上げます。今後は、今まで培われました、知識、技術、それから人脈を、地域や家庭において大いに発揮されまして、さらなる御活躍を期待しております。

本当にありがとうございました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時06分